

謹賀新年

皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと、心よりお喜び申し上げます。
 旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

にじいろ国際協同組合では、2026年度の抱負として「馬力」という言葉を掲げました。

「馬力」とは、スピードや力強さに加え、粘り強く最後まで責任を持ってやり抜く力、そして課題に直面しても立ち止まらず前進し続ける力を意味しています。

技能実習生・特定技能生が安心して働き、受入企業様が人材面での不安なく事業に専念できる環境を整えるため、これまで培ってきた経験を土台に、日々精進しながら、さらに一段階ギアを上げ、「馬力」をもって支援の質とスピードの向上に努めてまいります。

本年もご支援とご指導を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。
 皆様のご健勝と貴社のますますのご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

にじいろ国際協同組合 代表理事 原口 和香奈



36協定厳守のお願い



1月 2月 3月が繁忙期の企業様。今一度、日々の勤怠のご確認をお願い致します。

技能実習生の運用要領には、技能実習は42時以上又は45時間以上の時間外労働を実施させることは、原則想定しておりません。一般的日本人労働者の場合、36協定の特別条項により「時間外労働+休日労働の合計100時間未満」まで認められことがあります。

しかし、技能実習生にはこの特別条項が適用されません。どんな場合でも月80時間が上限です。

基本ルール:月45時間(または42時間)

- ・通常の労働時間制: 月45時間まで
- ・1年単位の変形労働時間制: 月42時間まで

絶対的上限:月80時間

技能実習法では、月80時間を超える残業は禁止されています。技能実習制度は「技能移転」を目的としています。過度な残業は制度の趣旨に反します。

**年間2回以上の月80時間超過は
技能実習生の受入停止処分**

■監理団体からのお知らせ■

昨年は監査にご協力いただきありがとうございました。

今年も監査月は3月6月9月12月になります。

今年も引き続き、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。